

# 決算期における留意点！

法律に基づき設立された組合においては、法の規定により、通常総会終了後2週間以内に毎年決算関係書類を認可機関に提出しなければならないことになっております。決算関係書類などの届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますので、本会までご送付下さるようお知らせいたします。

## I. 書類の提出

### 1. 決算関係書類の提出について

|       |                                                                 |           |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| 提出根拠法 | 中小企業等協同組合法 第105条の2<br>中小企業団体の組織に関する法律（組合法準用）<br>商店街振興組合法第82条第1項 |           |
| 提出者   | 代表理事                                                            |           |
| 提出期限  | 通常総会終了後2週間以内                                                    |           |
| 罰則    | 中小企業等協同組合法 第115条第31号                                            | 20万円以下の過料 |
|       | 中小企業団体の組織に関する法律（組合法準用）                                          | 20万円以下の過料 |
|       | 商店街振興組合法第93条第28項                                                | 10万円以下の過料 |
| 罰則    | 中小企業等協同組合法 第115条第31号                                            | 20万円以下の過料 |
|       | 中小企業団体の組織に関する法律（組合法準用）                                          | 20万円以下の過料 |
|       | 商店街振興組合法第93条第28項                                                | 10万円以下の過料 |

### 2. 提出書類（法により定められています）

|   | 書類名            |   | 書類名                                                 |
|---|----------------|---|-----------------------------------------------------|
| 1 | 決算関係書類提出書      | 7 | 監査報告書                                               |
| 2 | 事業報告書          | 8 | 総会（総代会）議事録の謄本<br>（上記決算関係書類を承認した総会の議事録の写しに原本証明をしたもの） |
| 3 | 財産目録           |   |                                                     |
| 4 | 貸借対照表          |   |                                                     |
| 5 | 損益計算書          | 9 | （役員変更があった場合）役員変更届、<br>理事会議事録、変更した役員の氏名住所            |
| 6 | 剰余金の処分又は損失の処理案 |   |                                                     |

なお、様式は中央会ホームページ<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>よりダウンロードしご使用ください。

## II. 注意点

### 1. 財産目録は作成されていますか？

決算関係書類は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（損失処理）の方法を記載した書面を必ず作成しなければならないことになっています。財産目録を省略することはできません。

### 2. 記載事項を間違っていないですか？

「監査報告書」「総会議事録」「理事会議事録」は法・施行規則により、記載事項が定められています。必ず法に基づいた書類作成を行ってください。